

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その用途が「社会保障施策に要する経費」に限定されています。本市においては、下記の社会保障施策に要する経費の一般財源に広く充てています。

### 令和元年度決算

(歳入)

地方消費税交付金 530,125 千円  
 (うち社会保障財源化分 223,664 千円)

(歳出)

社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	906,701	630,082	4,901	271,718
	高齢者福祉事業	218,814	4,562	40,201	174,051
	児童福祉事業	1,222,605	366,250	70,409	785,946
	母子福祉事業	102,768	35,112	111	67,545
	生活保護事業	351,949	250,479	0	101,470
	その他	210,676	11,719	0	198,957
	小計	3,013,513	1,298,204	115,622	1,599,687
社会保険	国民健康保険事業	337,929	113,005	5,009	219,915
	介護保険事業	630,106	31,346	0	598,760
	後期高齢者医療事業	716,156	103,443	16,826	595,887
	小計	1,684,191	247,794	21,835	1,414,562
保健衛生	診療所事業	58,712	0	0	58,712
	予防対策事業	124,905	183	25,967	98,755
	健康増進事業	2,965	1,469	6	1,490
	その他	102,428	13,714	7,443	81,271
	小計	289,010	15,366	33,416	240,228
合計	4,986,714	1,561,364	170,873	3,254,477	